

## 第 582 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 13 年 3 月 9 日（金） 14:00～15:40
- 2 場 所 総務省第 3 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 6 階）
- 3 出席者

### 【委員】

竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、須田委員、菅野委員、後藤委員、新村委員

### 【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林部長、厚生労働省渡辺部長、農林水産省上倉室長、経済産業省種岡部長、同畑課長、東京都早川部長

### 【事務局（総務省統計基準部）】

総務省平山統計基準部長、同橋口統計企画課長、同北田統計審査官

## 4 配布資料

- (1) 部会の開催状況
  - 部会の開催状況
- (2) 諮問事項
  - 諮問第 270 号「平成 14 年に実施される商業統計調査の計画について」
- (3) その他
  - 「指定統計調査の承認」の状況（平成 13 年 1 月・2 月分）
  - 平成 13 年 1 月指定統計・承認統計・届出統計月報(第 49 巻・第 1 号)
  - 指定統計の公表実績及び予定

## 5 議題及び議事

- (1) 部会の開催状況
  - 平成 13 年 2 月 27 日及び 3 月 7 日に開催された第 65 回及び第 66 回鉱工業・建設統計部会（議題：「工業統計調査の改正について」）の開催結果について、廣松部会長代理から報告が行われた。

### 〔質 疑〕

舟岡委員）1 点目は、「従業者数」の区分の細分化について、第 66 回部会の結果概要では、「出向受入者に係る給与は、出向先が出向元に負担した給与相当額を『現金給与総額』に記入すること」としている。つまり、在籍出向の場合、差額である給与支給額のみ計上することとなり、「従業者数」と対応した「現金給与総額」を把握する観点から必ずしも適当ではない。したがって、出向元で負担した額まで把握することが望ましいが、果たして実査上可能かどうか、検討していただきたい。

また、関連して、派遣受入者に係る支払いは、企業会計上、人件費として計上されず、重要な事項として、雑費に計上されている。雑費の中から、派遣受入者への支払いに相当する費用を切り取って、人件費として「現金給与総額」の中に計上することが可能かどうか。

仮に、派遣受入者への支払いに相当する費用の計上が可能でない場合、あるいは、

出向元の負担分が把握できない場合、出向先が出向元に差額分として負担した給与相当額も調査しない方が、「従業者数」と対応した「現金給与総額」を把握できるのではないのか。実査上の可能性も含めて検討していただきたい。

2点目は、「内国消費税額」について、今回の推計式では、輸出額と設備取得額が考慮されているが、自社内の他事業所向けなのか、それとも他企業向け取引なのかについては考慮されていない。自社内の他事業所からの購入、あるいは、そこに向けての出荷の如何は、消費税額の推計において非常に重要な要素を成すので、これらについての情報があれば、消費税の推計の精度が更に向上すると期待される。

今回、取引状況に関する調査が可能でないのなら、産業別の消費税額について、工業統計調査の結果データを行政データ等と比較し、かい離が大きければ、例えば、次の工業統計調査の改正において、そのような情報を調査するようにしていただきたい。

3点目は、「工業用地及び工業用水」について、先ほど利用者ニーズの説明のなかで、下水道整備への活用等で、この情報が使用されているとの報告があった。下水道整備は、中・長期的な計画であり、下水道水や工業用水の排水量又は使用量について、年ごとに大きな変動があるならばともかく、1、2年で大きな変化がないのであれば、おおよその水準をとらえるために、毎年調査が必要かどうか、多少疑問である。工業用水については、時系列変化の実際を踏まえ、見直しが可能かどうか検討していただきたい。

美添委員) 舟岡委員の発言と同旨のことを考えており、その点について賛成である。もう一点として、今回の工業統計調査の改正については、特定の年ではなく、毎年の工業統計調査について全体の見直しという視点が入っていると思う。毎年調査でありながら、実は、西暦末尾0、3、5、8年が全数調査年、他の年が据切調査年と二本立ての調査となっており、それに加えて今回提案されているのは、第66回部会の結果概要によると「有形固定資産」の事項を5年周期とすることである。

周期について、本統計調査がどのような位置付けにあるのかは、重要な論点であり、先ほどの工業用水も時系列変化の状況によっては周期化が可能かどうかも検討していただきたい。関連であるが、西暦末尾0、3、5、8年の全数調査年と従業者3人以下の事業所を対象外とする据切調査年については、母集団の把握の問題がいつも議論されてきた。母集団の把握を十分に行うためにどうあるべきかという視点が、この部会報告にはない。部会で今後確認していただきたい。また、甲調査、乙調査の調査区分に関しても同じ意味で併せて確認していただきたい。

竹内会長) 1点伺いたい。第65回部会の結果概要によると「常用労働者のうち出向・派遣受入者については、出向受入者と派遣受入者に区分して調査してほしい」という要望が出ている。これに対する回答は第66回部会の結果概要のどこかにあるのか。

廣松委員) 結果概要に記載していないが、調査実施部局は、これを区分するのは難しいと判断し、原案どおり「出向・派遣受入者」という形で調査することになっている。

竹内会長) 第66回部会の結果概要では、出向受入者に係る給与についての議論がある。出向受入者に係る給与と派遣受入者に係る給与はかなり問題が違うので、それらは分けなければならないと思うが、廣松委員及び経済産業省の考えを伺いたい。

廣松委員) 従業者区分とそれに整合的な形での現金給与総額のとらえ方については、部会においても大いに議論があった。概念上の問題、両者の整合性の問題、実査上の問題と、様々な要素が関連し、竹内会長の御指摘のとおりと考える。

「従業者数」の把握時点は原則として12月31日現在であり、完全に整合的な形の出向者や派遣者を含めた「現金給与総額」をどう把握するかは、大変難しい問題である。確かに、出向先が出向元に支払っている額だけでよいのか、それでは過小になるのではないかという意見もあったが、この点に関しては、調査実施部局で努力してもらおうが、現時点において、実査上の問題から、可能な範囲で把握できる数字ではないかと判断している。

舟岡委員の御指摘の2点目の消費税の推計について、自社内事業所間すなわち自社内他事業所からの取引も入れて推計する点に関しては、消費税額の推計精度をより高める意味では、重要な点と思う。現段階で具体的に調査項目を入れるか、もう一度、部会審議し、かつ調査実施部局と調整したい。

同じく舟岡委員の御指摘の工業用地あるいは工業用水のデータが毎年必要かどうかに関しては、今回の改正案は、記入者負担を軽減する観点から工業用水の調査項目を幾つか統合して簡単な形で調査を実施することとしている。これらの項目を毎年調査する必要があるかどうかについては、部会では特に議論にはならなかった。この点については、部会で改めて調査実施部局に説明をお願いし、審議を行いたい。

また、工業用水の利用の具体的事例として、下水道整備への活用を一例に挙げたが、それ以外として、水需給計画のための基礎資料や、水質汚濁総量管理システムにおける排水量算出のための基礎資料等にも使われている。確かに、長期的にみて安定的なデータであれば、ある程度調査間隔を置いてもよいと考えられるので、部会でもう一度審議したい。

美添委員の御指摘については、確かに、この2回の部会審議では、母集団の把握に関しては、従来通り行うということを前提にして、すなわち全数調査年と据切調査年による調査方法を前提として議論をしてきた。確認の意味を含めて、次回この点を部会で審議したい。

竹内会長) 出向者と派遣者を区別するのは非常に難しいという説明について、調査実施部局である経済産業省統計調査部の考えはどうか。

経済産業省) 両者を区別して調査票を設計するとスペースも相当狭くなる。記入者負担も勘案して区別しない案としている。

竹内会長) 出向と派遣ではかなり意味が違い、出向先が負担する給与額からすると出向の場合は過小になるのではないのかと廣松委員が説明したが、逆に派遣の場合、派遣元に支払う費用は給与以外のものが入り過大になる。過大になるものと過小になるものを一緒するべきではないのではないのか。

経済産業省) 工業統計調査において、給与は事業所の費用部分を構成している。費用が計上されるかについては二つの側面がある。費用の計上の上で給与が計上される必要性もある。したがって、出向先が負担した分が計上される必要性もあるし、派遣会社に支払う費用も計上される必要性がある。それと同時に、従業者と給与の関係をどう整理するかについては、必ずしも一致しない状況が出てくるが、それはやむを得ないものと

判断している。

竹内会長) つまり、労働コストを把握する考えであろう。常用労働者には、給与以外に社会保険料負担、厚生費等の諸々の経費が必要であり、それに対して、派遣の場合は、派遣元の会社が負担する金額は、すべて含めた額である。おそらく、出向の場合、その諸費用は出向元が負担している場合が多いと思う。つまり、現金給与は本人が受け取る金額という意味と会社にとっての負担の意味ではずれがあり、いずれをとらえるかについては、コンシステントに実施しなければ、正確なデータとならない危惧がある。

廣松委員) 御指摘のとおりと思う。実査上、どこまで正確に把握できるかが今回の審議のポイントと考えている。概念的な整理に関しては整合的な形で取れるようにしたいと考えている。

竹内会長) 舟岡委員の御指摘のように、「現金支給総額」はその事業所の常用労働者のみにするべきという議論もある。

廣松委員) あり得ると思う。ただし、当然のことながら、この基礎データ（一次データ）を使用してマクロ的な付加価値額の計算に使いたいという希望もあり、その折り合いもある。積み上げて推計していく時に耐えられる精度のデータをどこまで取れるかが重要であると考えている。

竹内会長) 可能な部分は、詰めていただくこととし、その審議結果については、次回の本審議会で報告していただきたい。

## (2) 諮問事項

### ○ 諮問第 270 号「平成 14 年に実施される商業統計調査の計画について」

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が諮問文の朗読及び諮問の趣旨説明を行った。続いて、経済産業省経済産業政策局調査統計部の畑構造統計課長が調査計画の説明を行った。

#### [質 疑]

舟岡委員) 最近の商業活動の変容等を踏まえた適切な計画案と評価したい。2点意見を述べたい。1点目は、インターネットを介した電子商取引の登場、直接輸入あるいは輸入代行業者の登場、メーカーによる消費者への直販等の新たなタイプの流通チャンネルが登場してきており、それに対応し、商業活動をどう定義付け、また、その調査対象の範囲をどのように定めるのか。これは、実は産業分類部会でも検討すべき事項かと思うが、実査の観点から統計情報が的確にとらえられないと、分類をいかに構成しても、絵に描いた餅になる。商業活動の変化の実態についてどこまで統計調査でその対象をカバーすべきか、それが実査上可能であるかについて今回の商業統計調査の計画の審議の中で十分検討していただきたい。また、その結果等について産業分類の改訂に是非活用させていただきたい。

2点目は、少し細かい点であり、どの統計調査をも煩わせる問題であるが、「従業者数等」についてである。今回、事業所・企業統計調査との連携を図る観点から、有給役員、常用雇用者を正社員・正職員、パート・アルバイト等に分け、別途、出向・派遣受入従業者を調査するように変更して計画している。この中で、有給役員あるいは正社員・正職員は、企業活動における概念であり、いわゆるユージュアル・ベースである。

常時、正社員が何人働いているのか、有給役員が何人いるかを事業所ベースで調査することになると、休業している正社員あるいは派遣している正社員の扱いについてのどのように考えたらよいかという問題が出てくるし、有給役員についても、複数の事業所の役員を兼ねている場合、企業で名寄せ集計した時、役員数が過大に推計されることになる。

他方、臨時雇用者等については、調査日の時点の従業者数を現場で働いている実数として把握するアクチュアルベースでとらえるので、従業者数についてはユージュアルベースとアクチュアルベースが混在している。

この点に関しては、事業所・企業統計調査と商業統計調査が周期的に同時に連携して実施されることを考慮すれば、本来、平成13年に実施される事業所・企業統計調査の審議で指摘すべきであったが、両者とも事業所単位で調査する調査事項と、企業単位で調査する調査事項を併せて調査している。「従業者数」について当該事業所の従業者に加えて、本社・本店等については企業の従業者も調査している。

したがって、事業所を単位として調査する従業者に係る調査事項については、ある程度絞り込むこともあり得るのではなかろうか。例えば、事業所単位の調査事項では、有給役員等は調査せず、その代わり企業単位での調査事項において、「従業者数」の外枠として、有給役員数を調査する。あるいは正社員・正職員を調査することも考えられる。そうすることによって事業所単位でとらえた正社員・正職員を企業で名寄せ集計した時に、企業単位でとらえた正社員・正職員とのかい離から、出向・派遣等で送り出した従業者数を推定することも可能となる。その際、企業単位については、正社員・正職員の身分上の概念により、また事業所単位については、基幹的な仕事に関わる従業者としての概念の代理として、正社員・正職員の用語を使ったという解釈が可能である。

新村委員) 1点目は、工業統計調査の審議の際にも議論になった、出向・派遣の括りについてであり、出向と派遣は現在では全く性格の違うものである。なぜ一緒にするのかと思ったが、平成11年調査を見ると、どうもそれに対応するのは派遣・下請従業者となっている。

これは理解できるが、確かに昔から出向・派遣という区切りはあったが、よく考えると派遣の中身が大きく変化してきているのではないのだろうか。それをとらえないままに出向・派遣という区切りを持つことはおかしいのではないのか。

おそらく、以前は、本社から派遣されて、給料は本社が負担し、子会社で働いていた人を派遣としていたのではないのか。現在の派遣事業者の供給する受付、事務等の単純労働力を意図していなかったのではないだろうか。よって一緒に括ることができたのではないのか。そう考えると、商業統計調査も出向と派遣と分けるべきであるし、派遣の定義が極めて重要ではないだろうか。

2点目は、調査票中で割合を調査する項目があり、先ほどの工業統計調査の調査票でも輸出の割合を調査している。割合を調査する理由は理解しずらく、私も小さな零細商店の出身であるが、比率としても何で割り算をするか分からない。なぜ絶対額ではないのか、おそらく理由があると思う。工業統計調査の調査票の出荷額に対する輸出比率を調査している点も気になった。

3点目は、「販売方法別割合」について、現金販売とクレジットカードによる販売等の信用販売に区分したのは良いが、もう少し将来的に考えるとデビットカード等はいずれに該当するか、現金販売であるのか迷いそうなものである。

また、電子商取引の調査は評価し得ると思うが、どのように定義するかが知りたい。商店を調査する際、どのような電子商取引を行っているか聞かれた場合に、様々な形態があり、どれが電子商取引だろうかと思われるのではないかと。零細商店まで調査するので、定義を明確にした方がよいのではないかと。

4点目は、舟岡委員から発言のあった無店舗販売、中でもバーチャルスペースの中の通販と擬似したもの等は、統計ではどういう位置付けになるのであろうか。

篠塚委員) 1点目は、「6. 従業者数等」は、6月1日現在の従業者数を記入することとしているが、舟岡委員が発言に関連して、休業している有給役員はどうするのか。書き方だけの問題で、「休業者は除く」と加筆すれば一つ問題がクリアできるが、この「従業者数等」の読み方がよく分からない。

また、「1. 個人事業主及び無給家族従業者」では、個人事業主で家族が無給である人数が把握されるが、個人が事業主であっても、家族に対して支払いをしている有給の家族従業者もいる場合はどのように扱うか。

次に、「2. 有給役員」、「常用雇用者」の内訳である「3. 正社員・職員」と「4. パート・アルバイト等」、そして「5. 合計」となっている。この合計が1から4の合計ではなく、2から4の合計であるとする疑問が生じる。商業統計調査で「従業者数」とは第2面「18-3 従業者数」で、6月1日現在の「常用雇用者と有給役員の合計」としており、個人事業主も無給家族従業者も入らない。それはどのような考え方に基づくのか。

それから第1面「6. 従業者数等」のパート・アルバイト等については、常用雇用者にはパート・アルバイトが含まれており、ここの定義では1か月を超える期間、又は、平成14年4月と5月にそれぞれ18日以上雇用している人として、常用雇用者が把握される。そうすると小売業等では18日に満たないパート・アルバイトが多くおり、それが外れて「6. 臨時雇用者」に結構入ってくるのではないだろうか。ところがその方々は帳簿上、おそらくパート・アルバイトという扱いになっているはずであり、「6. 臨時雇用者」とすると、この概念上では「4. パート・アルバイト等」のみとなり、「6-2 パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数」で違ってくるのではないのか。

2点目は、電子商取引の項目が加わったことに注目すると、第2面「10. 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合」のウェイトで、「5. その他」に電子商取引関係が入るのか。もし、「5. その他」に入ることを意図するのであれば、電子商取引関係が入ることを明記した方がよいのではないかと。

3点目は、「13. 営業時間等」に関して、小売店等で24時間営業つまり終日営業が増加しているのではないかと。何時から何時までという問題よりも、24時間営業であっても、従業員の雇用形態、経営上の管理はどのようになっているかを聞くことは難しいのだろうか。

新村委員) 「商業準備調査名簿」の立地環境特性情報は、誰が判断して記入するのか。

美添委員) 私が運輸・流通統計部会長としてこの審議を担当することになるため、事前に調査

実施部局から説明を頂き、問題点を整理している。清水委員が工業統計調査の部会審議について作成したものと同様に、慣例に従い、審議の際には論点を整理したメモを提示する予定である。

まだ、原案の段階であるが、指摘された点は、論点メモにはほとんど盛り込んでいる。調査実施部局からは基本的な部分は回答してもらい、本質的な検討が必要な課題は補足説明を依頼する。また、部会で指摘・議論すべき点は、回答を用意している場合でも改めて検討したい。

畑課長) まず、新村委員の出向と派遣の性格が違うのではないかということについて、出向と派遣はそれぞれ違うが、分けるとまた欄が増える問題がある。記入者負担との関係を検討していく必要があると思う。この従業者については、前回調査の平成 11 年に事業所・企業統計調査と同時実施した区分を基本的に尊重しており、御質問のような点は部会で議論・検討させていただきたい。

調査項目 10 で商品販売形態別割合を調査しているが、最終的に分母となる販売額を乗じ、加え、全体で割り直し集計する。調査テクニックとしてどちらがよいか引き続き検討したい。先ほどデビット・カードの話があったが、これは、現在、現金で処理しており、記入注意等で必要があれば、更に書き込むようにしたい。

電子商取引の定義であるが、仮の案で「有体的商品の仕入れ販売をインターネット等のコンピューターネットワークを介して行うこと」としているが更に検討したい。

無店舗販売の問題については、舟岡委員の御指摘のとおり、産業分類の改訂との関係もある。どちらが先かタイミングが分からないが、卸売・小売業に含まれていないものは対象にならず、いわゆる無店舗販売が商業にならない場合は、この統計調査の対象にはならないことになる。

「商業準備調査名簿」については、従来、調査区の立地環境特性は市区町村で記入作業を行っていた。データがあるものは、経済産業省が名簿を印刷し、それが変わるものは統計調査員が記入する。

篠塚委員の御指摘の従業者数については、平成 11 年簡易調査の区分に添ったものであり、更に問題点についてチェックしていきたい。現在、有給の家族従業者は常用雇用者の正社員・職員の中に含まれることになっている。また、「6. 従業者数等」の合計欄は、1 から 4 の合計になっているが、第 2 面 18-3 で個人事業主がないのは、個人商店は「18. 企業の店舗数等」欄に記入する必要はなく、法人商店だけが記入する欄になっているからである。

パート・アルバイトで 4 月、5 月にそれぞれ 18 日に満たないものは、この注書きでは「6. 臨時雇用者」を書かざるをえないのも事実である。ここは記入注意なし、誤解がないように注書きする必要がある。

調査項目 10 の商品販売形態別割合の電子商取引は、小売業ではいわゆる B to C 取引となるが、この区分上では「3. 通信・カタログ販売」の内数になっている。

調査項目 13 の営業時間については、コンビニエンス・ストア等は圧倒的に 24 時間営業の店が急増していることが事実である。雇用形態や経営方針に関する調査項目をどのような形態にするかという問題意識もあるが、このような視点でも検討したい。

竹内会長) 常用雇用者で 2 か月間に渡り 18 日以上としているが、具体的な 18 日という数字は

何か根拠があるのか。

畑課長) 厚生労働省実施の毎月勤労統計調査の定義によっている。

竹内会長) 厚生労働省での理由は何か。

厚生労働省) 海外と統一している。

竹内会長) I L O の定義あるいは法的根拠があるのか。

篠塚委員) 労働法に基づいているのではないのか。

舟岡委員) 毎月勤労統計調査はかなり以前から 18 日以上としている。

新村委員) 後日、回答を頂きたいが、出向と派遣の意味は、以前は同じであったが、現在は性格が違ってきている。平成 11 年調査では派遣・下請としているが、この諮問では出向・派遣としている。ここは議論して工業統計調査も同時に整備した方がよいと思う。

また、電子商取引は、ただいまの回答での定義では記入できないのではないだろうか。例えば、受発注だけで決済は別、決済まで含める等、現在、様々な形態に発展している。Eメール発注のみでは電子商取引とはならないと思うが、その詳細な定義が必要ではないだろうか。

舟岡委員) 平成 11 年事業所・企業統計調査で派遣・下請として「下請」を加えたのは派遣業法における適用業種が限定されており、派遣業法に則って派遣を受けることができない場合に、下請という形態で実質的に派遣を受ける従業者の利用が出てくることが予想され、併せてとらえる方が実態をより良く把握できると考えられたことによる。それに対して、派遣業法の改正の結果、ほとんどの業種が派遣業法の適用範囲になり、下請については派遣・下請としなくても実査上、不都合は生じないと判断した背景があるのではないのか。

新村委員) 平成 11 年調査はそういえるが、平成 14 年調査で出向を入れる理由はない。

畑課長) 平成 11 年調査は事業所・企業統計調査と同一の調査票で行っており、この部分は派遣・下請としている。製造業とは違い、商業では下請概念がないという理解で、この欄を派遣・出向としているが、細分化すべきかどうかは記入者負担との関係で議論があると思う。

電子商取引については、御指摘のとおり、大変様々な形態があり、先ほど仮の定義案を提示したが、部会で更に様々な形態を教えていただきながら定義をしっかりと決めていくことが必要と思う。

竹内会長) これについては、実質的な議論を部会で行っていただきたい。実施者にあたる地方公共団体では意見はないのか。

早川部長) 部会審議の際、必要なことがあれば申し上げたい。

竹内会長) 本件については、運輸・流通統計部会において、本日出た意見を参考の上、審議していただきたい。本件については美添部会長にお願いしたい。

### (3) その他

#### ○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認

第 581 回統計審議会において、統計調査計画に関して、「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかったものについては、統計基準部が処理結果を報告することとしたことを踏まえ、総務省統計局統計基準部の橋口統計企画課長から資料 3 の平成 13 年 1 月及び 2 月の処理結果について報告があった。



[質 疑]

竹内会長) 毎年、調査実施するものについて「承認事項を特定の年度限りのものとしなない。」とするのはごくあたりまえと思う。他の統計調査については、毎年、承認していたものが多かったのか。

橋口課長) 毎年承認していたものもあった。変更がないものも多く、手続の簡素化の観点から改めてきたが、この調査は残っていたということである。

竹内会長) 平成12年を13年と変えるだけの変更事項については、当然軽微な事項だろう。もう一つ案件については、「医療法等の一部を改正する法律」に伴って法的扱いとして区分の仕方が一部変わってくるということで、これに対応して統計調査上の区分も変更することとするのはごく自然なことであると思う。

このような「軽微な事項」については、今後とも、報告を頂き、事後承認する形で処理していきたい。